

道州制推進知事・指定都市市長連合 第6回総会

日 時：平成 28 年 2 月 18 日(木)14:00～14:30

場 所：都道府県会館 402 会議室

次 第

1 開 会

2 共同代表あいさつ

3 報 告

(1) 構成メンバーの新規加入について

資料 1

(2) 第 5 回総会以降の活動状況について

資料 2

4 議 事

(1) 共同代表の選任等について

資料 3

(2) 今後の活動について

資料 4

(3) 政党への要請文について

資料 5

(4) その他

5 閉 会

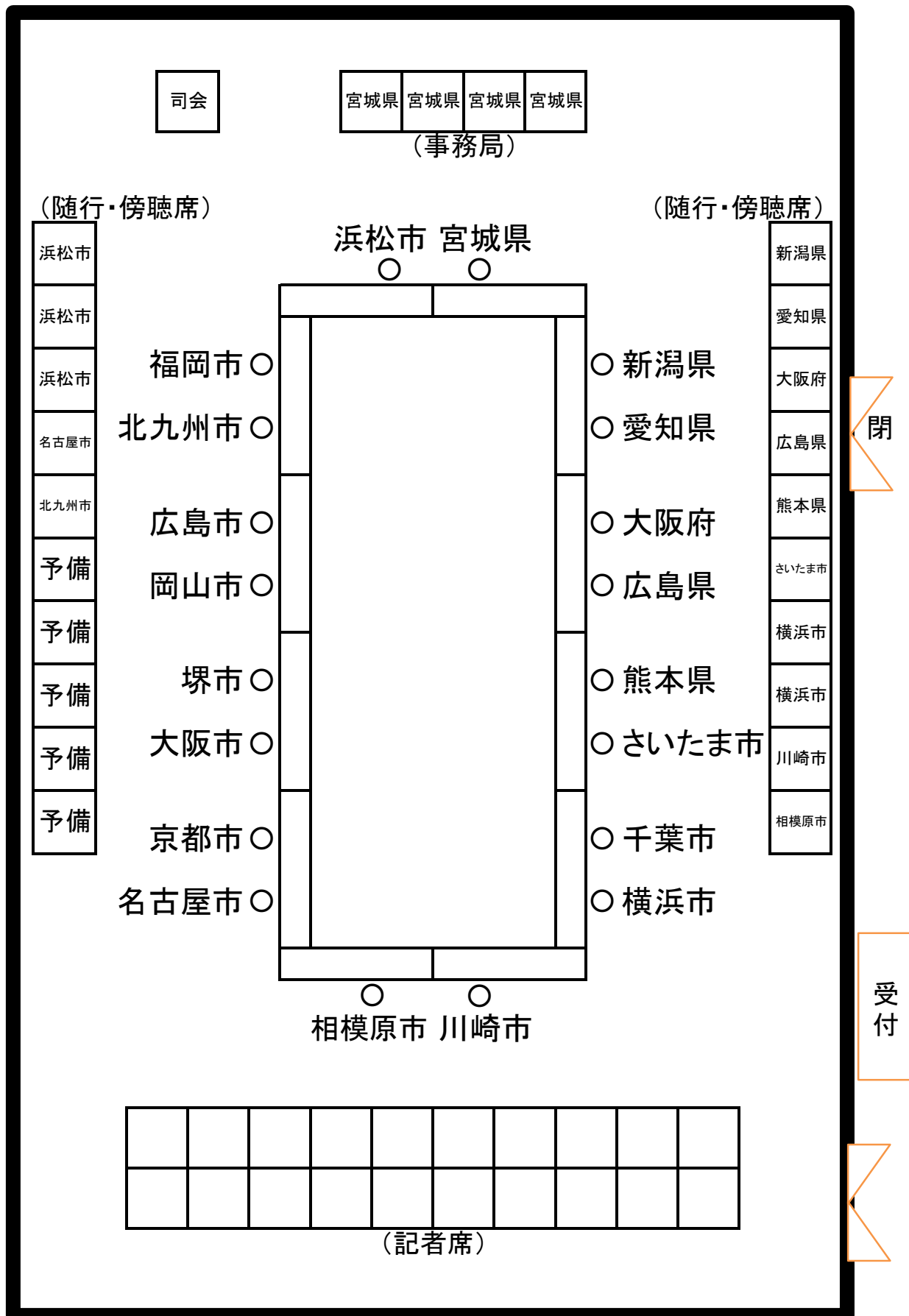
道州制推進知事・指定都市市長連合第6回総会 出席者名簿

(敬称略・行政順)

団 体 名	職 名	氏 名	備 考
宮 城 県	知 事	村 井 嘉 浩	共同代表
新 潟 県	東 京 事 務 所 長	藤 山 育 郎	
愛 知 県	分権・広域連携監	藤 田 昇 義	
大 阪 府	東 京 事 務 所 長	春 名 克 俊	
広 島 県	東京事務所次長	小 林 即 典	
熊 本 県	東京事務所次長	千 田 真 寿	
さいたま市	都市経営戦略部 副参事	齊 藤 剛	
千 葉 市	東 京 事 務 所 長	片 桐 康 之	
横 浜 市	政策局大都市制度推進室長	橘 田 誠	
川 崎 市	総合企画局自治推進部長	山 田 祥 司	
相 模 原 市	東 京 事 務 所 長	中 村 敏 幸	
浜 松 市	市 長	鈴 木 康 友	副代表
名 古 屋 市	東 京 事 務 所 長	佐 藤 正 幸	
京 都 市	東 京 事 務 所 長	川 端 昌 和	
大 阪 市	東 京 事 務 所 長	三 井 陽 一	
堺 市	市長公室東京事務所次長	村 井 宏 司	
岡 山 市	政策局東京事務所 所長補佐	松 岡 高 志	
広 島 市	企画総務局東京事務所次長	稲 田 照 彰	
北 九 州 市	シティプロモーション首都圏本部長	久保山 雅彦	
福 岡 市	総務企画局東京事務所長	永 浦 洋 彦	

道州制推進知事・指定都市市長連合第6回総会

平成28年2月18日(木) 14:00~14:30
都道府県会館 402会館



道州制推進知事・指定都市市長連合名簿

平成 28 年 2 月 18 日現在
(敬称略・行政順)

<知 事>

<指定都市市長>

○ 共同代表

宮城県知事 村井 嘉浩

○ 副代表

浜松市長 鈴木 康友

○ 構成メンバー

北海道知事 高橋 はるみ

さいたま市長 清水 勇人

新潟県知事 泉田 裕彦

千葉市長 熊谷 俊人

愛知県知事 大村 秀章

横浜市長 林 文子

大阪府知事 松井 一郎

川崎市長 福田 紀彦

広島県知事 湯崎 英彦

相模原市長 加山 俊夫

熊本県知事 蒲島 郁夫

静岡市長 田辺 信宏

名古屋市長 河村 たかし

京都市長 門川 大作

大阪市長 吉村 洋文

堺市長 竹山 修身

広島市長 松井 一寛

岡山市長 大森 雅夫

北九州市長 北橋 健治

福岡市長 高島 宗一郎

第 5 回総会（H26.10.24）以降の活動状況

1 政権与党への要請活動

- ・ 日 時：平成 26 年 10 月 24 日（水）
- ・ 要請先：自由民主党、公明党
- ・ 要請内容（要約）：
 - 道州制の理念や必要な機関の設置などを定める基本法を平成 27 年通常国会で成立させること。
 - 基本法に基づく検討機関には、複数の知事及び指定都市市長などの基礎自治体の長を参加させ、地方の意見が確実に反映される仕組みを構築すること。
 - 基礎自治体の役割や事務の補完などの体制のあり方について、基本法に基づく検討機関において、制度設計に地方の意見を十分に反映させること。

2 政党への要請活動

- ・ 日 時：平成 26 年 11 月 19 日（水）
- ・ 要請先：自由民主党、民主党、維新の党、公明党、次世代の党及びみんなの党
- ・ 要請内容（要約）：
 - 衆議院総選挙の政権公約に、道州制を推進する方針を明記し、また、道州制推進知事・指定都市市長連合の試案に示す考え方を踏まえ、道州制の理念や基本的な制度設計、実現に向けた工程等を具体的に盛り込むこと。
 - 試案に示す工程に沿って、道州制の導入に係る基本的な理念や方針、工程、必要な機関の設置などを定める推進法を、地方の意見を反映の上、平成 27 年通常国会において成立させること。

道州制推進知事・指定都市市長連合設置要綱

1 設置目的

有志の知事・指定都市市長で構成する「道州制推進知事・指定都市市長連合」（以下「連合」という。）を推進母体に、地方の側から国民的な議論を喚起し、政府・政党を動かすことで地域主権型道州制を導入する道筋をつける。

2 活動内容

連合は、1の目的を達成するため、次の活動等を行う。

- (1) 政府・政党への提案・要請
- (2) 地域主権型道州制の制度設計
- (3) 地域主権型道州制の実現を目指す他団体との連携
- (4) 国民に向けた広報宣伝

3 組 織

(1) 連合は、地域主権型道州制の実現を目指す知事及び指定都市市長のうち、参加を表明した者（以下「構成メンバー」という。）をもって構成する。

(2) 連合の代表機関として共同代表2名を置き、設立総会又は総会で互選する。
共同代表は、知事1名、指定都市市長1名とする。

(3) 連合に副代表2名を置き、共同代表が指名する。副代表は、知事1名、指定都市市長1名とする。副代表は、共同代表を補佐し、共同代表に事故があるときはその職務を代理する。

(4) 会議

① 総会

- ・ 必要に応じて共同代表が招集し、そのうち1名が議長を務める。
- ・ 設立総会については発起人が招集し、そのうち1名が議長を務める。

② 部会等

- ・ 共同代表が必要と認めるときは、2の活動に資する部会等を置くことができる。部会等に主査を置き、構成メンバーの中から共同代表が指名する。
- ・ 部会等のメンバーは、共同代表と主査が協議して指名する。

(5) 共同代表が必要と認めるときは、連合及び部会等に顧問（有識者等）を置くことができる。

4 庶務

(1) 連合の庶務は、共同代表のうち1名が処理する。

(2) 部会等の庶務は、主査が処理する。

5 その他

(1) 2の活動及び3の(4)の会議に要する経費は、構成メンバーから徴することができる。

(2) この要綱に定めるもののほか、連合の運営に必要な事項は、共同代表が別に定める。

6 施 行

この要綱は、平成24年4月20日から施行する。

この要綱は、平成24年7月18日から施行する。

今後の活動について（案）

政党への要請活動

- ・ 目 的：各政党に対し、次期参議院議員通常選挙の選挙公約に道州制を推進する方針を明記することや地方分権の究極の姿である道州制の実現に向けて基本法を早期に制定することなどを求める
- ・ 時 期：平成28年2月18日（木）第6回総会終了後
- ・ 要請先：自由民主党、公明党、民主党、維新の党、おおさか維新の会及び日本のこころを大切にする党

※ 政党への要請活動は上記の他にも、各政党の議論の動向を見極めながら、適宜、継続的に行うものとする。

次期参議院議員通常選挙の公約に道州制の推進を明記するとともに、地方分権の究極の姿である道州制の実現に向けて基本法を早期に制定することを求める（案）

我が国が直面する困難な課題に国全体が持つ優れた能力と地域の個性を発揮して立ち向かっていくため、国と地方が手を携え、有効性を失った中央集権体制を打破し、地方分権型・多極型の「新しい国のかたち」である道州制を導入して、国と地方双方の政府を再構築・機能強化することが必要である。

道州制の導入は、中央集権体制という統治システムを再構築する大改革であるとともに、基礎自治体のあり方にも影響を及ぼすものであり、国民的な議論と国政での意思決定が不可欠であることから、貴党におかれては、「道州制推進知事・指定都市市長連合」がとりまとめた、別添の「地域主権型道州制の基本的な制度設計と実現に向けた工程 ―国民的な議論を喚起するための試案―」を踏まえ、地方分権型の道州制の早期実現に向けて、次の取組を一層推進していただきたい。

記

- 1 次期参議院議員通常選挙の政権公約に、地方分権型の道州制を推進する方針を明記し、また、試案に示す考え方を踏まえ、道州制の理念や基本的な制度設計、実現に向けた工程等を具体的に盛り込むこと。
- 2 国から地方への大幅な権限・財源の移譲や、国の府省の解体再編及び出先機関の原則廃止、道州及び大都市制度を含めた基礎自治体のあり方などの道州制の導入に係る基本的な理念や方針、道州制実現に向けた工程、制度設計を行う検討機関の設置などを定める基本法について、地方の意見を反映の上、早期に制定すること。
- 3 基本法に基づく検討機関には複数の知事及び指定都市市長などの自治体の長を参加させるなど、まさに当事者である我々地方の意見が確実に反映される仕組みを構築すること。
- 4 基礎自治体の役割や事務の補完などの体制のあり方について、基本法に基づく検討機関において、制度設計に地方の意見を十分に反映させること。